

令和5年度 事業計画

デイサービスセンターやすらぎ (定員 30名)	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の人権を擁護する ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する ③ 利用者個々の個性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 第4期経営5か年計画(最終年度)の評価・まとめ及び第5期経営5か年計画の策定 ② 利用者の確保及び在宅介護の支援 ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供 ④ 人材養成の積極的展開 ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携 ⑥ 人権侵害防止の取り組みの強化 ⑦ 感染症対策の強化 ⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施 ⑨ 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用 ⑩ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
総括	<p>地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。そのために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情報の集積と統一された意識を醸成し、科学的根拠に基づいた質の高いサービスの提供に努める。</p> <p>1) 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護ソフトほのぼのシステムで活用できる書式についてすべて利用する。 ② 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。 ③ 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。 <p>感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。</p> <p>感染症、または、食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 感染経路の遮断(病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない) 2) 感染症対策委員会の適正な運営 3) 感染症発生時の対応 4) 職員研修及び模擬訓練
新たな取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権侵害防止の取り組みの強化 ① 担当者の配置 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発防止をするため担当者を配置する。 ② 人権擁護委員会の牽制機能の強化 人権擁護委員会を6回/年開催し、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害になり得る様々なテーマについて、委員会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。 ③ 職員研修の実施 人権擁護委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束等の人権侵害防止のための研修を企画し、7月に開催する職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。 ④ 利用者・家族と協働による取り組み 利用者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。
目標平均要介護度	2.50
目標稼働率	96.7%

事業計画書

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する
- ③ 利用者個々の個別性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供

《重点項目》

- ① 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定
- ② 利用者の確保及び在宅介護の支援
- ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供
- ④ 人材養成の積極的展開
- ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
- ⑥ 人権侵害防止の取組みの強化
- ⑦ 感染症対策の強化
- ⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑨ 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用
- ⑩ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定

1) 地域貢献への積極的展開

在宅介護支援センターやすらぎが開催する転倒予防・認知症予防等の講習に積極的に参画し、「地域社会との共生」により一層積極的に取り組む。

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 3 期経営 3 年計画を積極的に推進してきたが、本年度は最終年度にあたり、その 5 年間の評価・まとめを行う。

また、経営計画策定委員会を設置し、第 5 期経営 5 年計画を作成する。

2 利用者の確保及び在宅介護の支援

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、新規利用者を確保し、平均稼働率 96.7%の確保を実践する。そのために、新規利用者等の確保については、多様なサービスメニューを準備し、当事業所の特性である専門的な認知症予防等を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所一人一人のケアマネへ周知するとともに、機関紙等を通じて事業所の PR を広く地域に広報し、新規利用者等の確保に精力的に取り組む。

在宅で生活する利用者が通所介護に期待することは、基本的に身体介護及び心身の機能維持・向上による自立した在宅生活の継続であるが、併せて社会的交流による生活意欲の向上も大切であり、このことは介護者の負担軽減の上からも必要である。

サービスの提供に際しては、「介護予防」、「自立支援」を念頭におき、在宅生活の継続に資するサービスを提供し、介護重度者から軽度者におよぶ多様なニーズに応えるため、個別性を重視した個別援助計画に基づく、適切なサービスの提供に努める。

3 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。そのために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情報の集積と統一された意識を醸成し、科学的根拠に基づいた質の高いサービスの提供に努める。

また、個別援助計画に基づくサービスとするため、計画に連動したサービス確認書（個別のサービス実施予定表）をサービス提供現場に担当別に配して、統一されたサービスの実施とサービスの抜け落ちを防止するとともに、ケース検討委員会・ミーティングの場を中心にモニタリングを実施して、日々のサービスに反映させる。

1) 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用

- ① 介護ソフトほのぼのシステムで活用できる書式についてすべて利用する。
- ② 介護ソフトほのぼのシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。
- ③ 介護ソフトほのぼのシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。

2) 認知症高齢者の処遇の充実

デイサービスセンターやすらぎにおいても、軽度の認知症高齢者が利用されているため、「認知症高齢者の人格を尊厳維持する」の基本的理念に徹し、「彼らの残された人生がより充実できるような援助」を実践するため家族・居宅介護支援事業所等との連絡連携を深めるとともに、利用者の精神安定を図り、居場所作りを目的とした認知症対応の手法であるユマニチュードを基本として

- ① しっかり正面に位置して目を合わせる。～少しの時間は笑顔で目を離さない！～
- ② しっかりと、やさしく言葉をかけ、意思疎通を図る。
- ③ 身体に触れる。(しっかりと、やさしく)手、腕を持つときは下から支えるイメージで！
- ④ 歩くなどの「行動支援」～人は歩くことで、気持ちが前向きになる～
を指標に全職員で取り組む。

4 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念を人材養成の糧とし、研修等を通じて理解を深め業務への実践を通して、地域社会から求められる福祉人材を育成する。

2) 従事職員の資質向上及び人材養成のため、以下の研修を実施する。

① 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得出来るように取り組む。

また、本取り組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

② 中堅職員の研修

所内研修、介護実習、介護者教室等の指導を担当するとともに、勉強会等を開催して中堅職員としての自覚と素養を培う。

③ 所内・派遣研修

所内研修においては、介護にかかる基礎知識の反復研修をはじめとして、「身体拘束の防止」・「介護事故予防」・「感染症対策」についても、研修委員会が中心となって年間カリキュラムに基づき取り組む。

また、各団体の主催する研修会にも積極的に参加して、専門知識・資質の向上に取り組む。

④ 認知症の専門研修

認知症の専門研修（認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修、4DAS研修等）を受講し、専門的な知識・技術を身につけ実践することで、サービスの質の向上を図る。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して信頼関係を構築し、自己の分析・目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

4) 委員会活動

事業運営を各委員会に分担して従事職員が参画することで、業務に対する主体性を培い、問題意識の持ち方・捉え方を学び、業務に対する改善等、サービス内容に反映することで、業務の活性化を図る。

5 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携

通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業において、要介護（要支援）状態となった場合においても、利用者が可能な限り利用者の居宅において、持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る目的で提供されるサービスであることから、支援体制が一事業所の完結であってはならず、サービスの利用が真に利用者の在宅生活の包括的支援に繋がるものでなければならない。

このことから、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等が主催する担当者会議に当センターも積極的に参画し、介護情報の共有と連携を一層強化して、サービスの効果的運用に努める。

また、高齢者虐待等が疑われる状況が発生した場合においては、赤穂市・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携の上、その防止に努める。

6 人権侵害防止の取組みの強化

1) 担当者の配置

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発防止をするため担当者を配置する。

2) 人権擁護委員会の牽制機能の強化

人権擁護委員会を6回/年開催し、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとともに、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害になり得る様々なテーマについて、委員会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。

3) 職員研修の実施

人権擁護委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束等の人権侵害防止のための研修を企画し、7月に開催する職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。

4) 利用者・家族と協働による取組み

利用者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。

7 感染症対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

1) 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

- ① 利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、施設が送迎する際には利用者宅で、家族等が施設へ送迎する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には利用中止等を調整する。
- ② 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。
- ③ 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。
- ④ 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

2) 感染症対策委員会の適正な運営

- ① 感染症対策委員会を定期的に開催する。
- ② 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ③ 施設的环境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。
- ④ 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

3) 感染症発生時の対応

- ① 感染症または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに施設長に状況を報告し、施設長は感染症の種類等に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。
- ② 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
- ③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携を取る。

4) 職員研修及び模擬訓練

- ① 感染予防策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画に基づいて、感染症が発生した場合であっても継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

8 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

利用者・家族から見たデイサービスへの期待・思いを確認するため、本年度も満足度調査を実施して、利用者サイドから見たデイサービスの在り方を検証し、その結果をサービス内容に反映することで、デイサービスが在宅介護の効果的な支援策となるよう努める。

さらに、兵庫県福祉サービス第三者評価の自己評価票に基づき本年度も、サービス検討委員会を中心に自己評価を実施し、自らのサービスの水準を把握し、改善の指標を明確にし、具体的改善策に取り組んでいく。

9 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用

介護予防・日常生活支援総合事業の中心的機関である地域包括支援センターと連携を取りながら利用者の受け入れを行い、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対して、介護予防計画に基づき、日常生活上の支援及び機能訓練、またはレクリエーションを提供する。

そのために、介護予防・日常生活支援総合事業の利用については、利用目的を明確にし、運動機能の維持・向上を目的とした効果的な実施メニューを準備して、個々の状況に応じた機能向上に取り組む。

なお、実施に際しては、機能訓練指導員を中心に生活相談員、看護・介護職員の連携を密にして、利用当初の身体状況などを把握し、サービス提供記録に基づき定期的に評価を実施して、在宅生活の自立及び介護予防に取り組む。

10 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

利用者の生命の安全確保のため、センターの防火・防災対策はもとより、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災・災害を想定した避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する他、災害が発生した際にも適正な介護サービスが継続して提供できる体制整備に努める。また、危機管理と非難救援体制を確立及び風水害、地震等各種防災マニュアルを職員へ周知徹底を図り、訓練等の年間計画・実践を確実に実施する。

【訓練実施予定】

令和5年 4月	消火・避難訓練
6月	消火・避難訓練
8月	消火・避難訓練
10月	消火・避難訓練
11月	地震・水害避難訓練
12月	消火・避難訓練
令和6年 2月	消火・避難訓練

11 利用者の介護・接客サービス

利用者、家族の意志、契約に基づいてサービスを利用する現在、サービス提供の在り方は「利用者個々にとって満足できるサービスであるか、否か」が即、サービスの利用に反映される。

当センターにおいては、利用者のみならずその家族（介護者）のニーズも包括した付加価値の高いサービスの提供に努めていかなければならない。

このため、ケース検討委員会を中心に個別援助計画に基づき、利用者の自立支援及び介護予防を念頭においた以下のサービスを効果的に提供する。

1) 生活相談

利用者とその家庭生活に視点をおき、状態に合わせた個別援助計画の策定とそれに基づいたサービスの提供また、利用者及びその家族との日々の連絡、相談等により信頼関係を確立し、在宅を含めた相談援助を提供する。サービス担当者会議等の機会を通して、潜在的ニーズの発掘等、積極的な相談援助に努める。

2) 機能訓練

機能訓練指導員を中心に個別援助計画に基づいた効果的な各種の集団・個別リハビリ指導、日常動作訓練等、介護予防を念頭に実施し、利用者が在宅生活をより自立して継続できるよう援助する。そのために、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して得た情報を基に、赤穂記念病院の理学療法士と共同で利用者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、その後3か月ごとに利用者の居宅を訪問した上で、利用者、または、その家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていく。また、小集団での体操（姿勢の保持やバランス体操など）を実施し、在宅生活が継続できるよう努める。

本年度はさらに、地域で生活を継続するために、地域に福祉資源を活用することで、自宅にいても福祉資源を活用できる自信を持ってもらう。そうすることにより、その人がその人らしく地域で在宅生活が継続できるよう努める。

3) 介護サービス

デイリープログラムを見直し、利用者を中心としたメニューが提供できるように取り組む。

くつろげる雰囲気の中で休養していただき、心身ともに健康であるよう促がしと見守りに努めるとともに、食事・入浴・排泄においては、ADLの状況に応じた個別援助の徹底と転倒等、事故防止に万全を期す。また、介護に際しては、日常生活動作訓練の機会と捉え、機能訓練と連動した、自立支援・在宅の介護軽減を視野に入れた、介護姿勢で取り組む。

また、レクリエーションにおいては、作品制作やカラオケ等、本人が真に希望することを実施し、他者と協力したり、相談したりしながら取り組んでいけるよう努める。そして、レクリエーション等を自宅でも活動できるようにすることで生活意欲の向上を目指す。

4) 健康チェック

問診をはじめ、細心の観察力を養い血圧、検温等バイタルチェックを実施し、身体の状態を把握して健康管理への助言を行なうとともに、必要に応じ専門医への受診の促がし等、疾病の早期発見に努める。

5) 送迎

送迎は安全・快適を最優先とし、特に車への乗降時の介助・走行中の車酔い・座席からの転落等には添乗員を配置して万全を期す。また、安全な送迎場所の確保と利用者の状態に応じて車椅子等、専用車両での送迎にあたる。

6) 入浴

健康状態をチェックして安全な入浴に配慮するとともに、身嗜み・清潔保持の自立への支援の機会とする。また、心身ともに疲れを癒すような入浴が出来るよう雰囲気作りに努め、皮膚疾患等の早期発見の場面としても捉える。

7) 食事

利用者の嗜好と食生活を考慮し、旬の食材を取り入れることで季節感へ配慮するように盛り付け、適温食を実施する等、雰囲気作りに努める。また、食事形態等の工夫により、満足感ある食事を提供する。

1.2 行事企画及び個別嗜好の充実

社会的交流の支援、趣味・嗜好の充足及び心身の機能回復・減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事等を取り入れるとともに、行事委員会を軸に利用者相互・利用者と職員の信頼関係・ふれあいを構築する独自のメニューの開発等に取り組む。

また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

《令和5年度行事予定》

実施月	プログラム(午前中)	実施月	プログラム(午前中)
4月	開所記念行事、バスハイク（お花見） カレンダー作り・誕生会	10月	レクゲーム、室内運動会 カレンダー作り・誕生会
5月	レクゲーム、料理教室 カレンダー作り・誕生会	11月	レクゲーム、料理教室 カレンダー作り・誕生会
6月	レクゲーム、創作活動 カレンダー作り・誕生会	12月	忠臣蔵大会 クリスマス・忘年会・餅つき カレンダー作り・誕生会
7月	七夕祭り、レクゲーム カレンダー作り・誕生会	1月	新年会 新春カルタ・すごろく・福笑い カレンダー作り・誕生会
8月	夏祭り（盆踊り）、創作活動 カレンダー作り・誕生会	2月	節分行事、バレンタイン カレンダー作り・誕生会
9月	敬老会、レクゲーム カレンダー作り・誕生会	3月	ひな祭り行事、レクゲーム カレンダー作り・誕生会

※ 楽しみ作りの一環の一つとして、また、リハビリの実践の場として個別外出を随時実施する。

令和5年度 事業計画

認知症対応型デイサービスセンター やすらぎ (定員 12名)	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の人権を擁護する ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する ③ 利用者個々の個性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 第4期経営5か年計画(4年目)の推進 ② 利用者の確保及び在宅介護の支援 ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供 ④ 人材養成の積極的展開 ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携及 ⑥ 人権侵害防止の取組みの強化 ⑦ 感染症対策の強化 ⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施 ⑨ 運営推進会議の効果的運用 ⑩ 認知症カフェの効果的運用 ⑪ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
総括	<p>地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。そのために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情報の集積と統一された意識を醸成し、科学的根拠に基づいた質の高いサービスの提供に努める。</p> <p>(デイサービスセンターやすらぎ事業計画3に準ずる)</p> <p>認知症対応については、一層の個別性が求められることから、利用目的を明確にし、認知症の進行予防については、脳トレを中心とした効果的な実施メニュー(音読・計算・書写・間違い探し・記憶力ゲーム等)を準備し、職員が個別対応により、脳トレ等の実施過程において、利用者に対し「良い評価」を行うことにより、「達成感」を感じて頂くとともに、職員との良い人間関係を構築し、充実した時間を過ごして頂く。(居場所作り)また、脳トレの結果や評価を必ず半年に一度は、家族へ報告する。</p> <p>利用者対応に際しては、ユマニチュードを実践し、利用者の精神安定を図り、居場所作りに力を入れる。</p> <p>赤穂市唯一の認知症対応型デイサービスセンターとして、より専門性の高いサービスを提供することで、他事業所との差別化を図る。そのために、職員が認知症介護研修(実践・リーダー)や認知症機能訓練研修(4DAS研修)を受講し、認知症にかかる専門的な知識・技術を修得し、その研修で得たものを全職員で共有することにより、職員一人一人が科学的根拠に基づいた質の高いサービスを認知症利用者へ提供することに繋げる。</p> <p>認知症機能訓練(4DAS)を取り入れることで、認知症のアセスメント(評価)に基づく適切な認知症リハビリテーションを提供し、生活機能の維持や認知症の進行抑制、行動・心理症状(BPSD)の予防に努める。</p> <p>感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。</p> <p>(デイサービスセンターやすらぎ事業計画7に準ずる)</p>
新たな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権侵害防止の取組みの強化 (デイサービスセンターやすらぎ事業計画6に準ずる)
目標平均要介護度	2.0
目標稼働率	70.0%

事業計画書

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する
- ③ 利用者個々の個別性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供

《重点項目》

- ① 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定
- ② 利用者の確保及び在宅介護の支援
- ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び専門的サービスの提供
- ④ 人材養成の積極的展開
- ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
- ⑥ 人権侵害防止の取組みの強化
- ⑦ 感染症対策の強化
- ⑧ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑨ 運営推進会議の効果的運用
- ⑩ 認知症カフェの効果的運用
- ⑪ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

1 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定

1) 地域貢献への積極的展開

在宅介護支援センターやすらぎが開催する転倒予防・認知症予防等の講習に積極的に参画し、「地域社会との共生」により一層積極的に取り組む。

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 3 期経営 3 年計画を積極的に推進してきたが、本年度は最終年度にあたり、その 5 年間の評価・まとめを行う。

また、経営計画策定委員会を設置し、第 5 期経営 5 年計画を作成する。

2 利用者の確保及び在宅介護の支援

安定した事業運営を継続させるためにも予算で設定された収入の確保が必要なことから、新規利用者を確保し、平均稼働率 70%の確保を行う。そのために、新規利用者等の確保については、赤穂市唯一の認知症対応型通所介護であることを地域包括支援センター・居宅介護支援事業所へより一層周知するとともに、機関紙等を通じて事業所の PR を広く地域に広報し、新規利用者等の確保に精力的に取り組む。

また、在宅で生活する利用者が認知症対応型通所介護に期待することは、基本的に身体介護及び認知症の進行予防、心身の機能維持・向上による自立した在宅生活の継続であるが、併せて、社会的交流による生活意欲の向上も大切であり、このことは、介護者の心身にかかる負担軽減の上からも必要である。

サービスの提供に際しては「認知症の進行予防」・「自立支援」を念頭におき、在宅生活の継続に資するサービスを提供し認知症高齢者の個性に応じた多様なニーズに応えるため、個別援助計画に基づき適切なサービスの提供に努める。

3 個別援助計画に基づく自立支援及び専門的サービスの提供

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。そのために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情報の集積と統一された意識を醸成し、科学的根拠に基づいた質の高いサービスの提供に努める。

赤穂市唯一のデイサービスセンターとして、より専門性の高いサービスを提供することで、他事業所との差別化を図る。そのために、職員が認知症介護研修（実践・リーダー）や認知症機能訓練研修（4DAS 研修）を受講し、認知症に関する専門的な知識・技術を修得し、その研修で得たものを全職員で共有することにより、職員一人一人が科学的根拠に基づく質の高いサービスを提供することに繋げる。

1) 個別援助計画に基づくサービスとするため、計画に連動したサービス確認書（個別のサービス実施予定表）をサービス提供現場に担当別に配して、統一されたサービスの実施とサービスの抜け落ちを防止するとともに、ケース検討委員会・ミーティングの場を中心にモニタリングを実施して、日々のサービスに反映する。

2) 介護ソフトほのぼのシステムの効果的活用

- ① 介護ソフトほのぼののシステムで活用できる書式についてすべて利用する。
 - ② 介護ソフトほのぼののシステムへ各種記録を確実に入力し、情報の一元化を図る。
 - ③ 介護ソフトほのぼののシステムの掲示板機能を活用し、各部署等との情報共有及び可視化を図る。
- 3) 認知症対応については、一層の個別性が求められることから、利用目的を明確にし、認知症の進行予防については、脳トレを中心とした効果的な実施メニュー（音読・計算・書写・間違い探し・記憶力ゲーム等）を準備し、職員が個別対応により、脳トレ等の実施過程において、利用者に対し「良い評価」を行うことにより、「達成感」を感じて頂くとともに、職員との良い人間関係を構築し、充実した時間を過ごして頂く。（居場所作り）また、脳トレの結果や評価を必ず半年に一度は、家族へ報告する。
- 利用者対応に際しては、ユマニチュードを実践し、利用者の精神安定を図り、居場所作りに力を入れる。

【ユマニチュード】

- ① しっかり正面に位置して目を合わせる。～少しの時間は笑顔で目を離さない！
認知症の利用者は視野が狭く横から話しかけると、驚き等で興奮し、コミュニケーションが取れなくなることが多いので、正面から近づく。
- ② しっかりと、やさしく言葉をかけ、意思疎通を図る。
「あなたのことを大切に思っていますよ！」の気持ち（シグナル）を以って対応することが大切。
- ③ 身体に触れる。（しっかりと、やさしく）手・腕を持つときは下から支えるイメージで！
後ろから車椅子等を押すときも、片手は相手の肩にしっかりと手を添えて安心感を与える。
- ④ 歩く等の「行動支援」～人は歩くことで、気持ちが前向きになる。
決して「諦めず」、「無駄」と思わずに粘り強く続けていくことで改善が見られる。
を指標に全職員で取り組む。

4 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念を人材養成の糧とし、研修等を通じて理解を深め業務への実践を通して、地域社会から求められる福祉人材を育成していく。

2) 従事職員の資質向上及び人材養成のため、以下の研修を実施する。

① 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づく介護の基本が習得出来るように取り組む。

また、本取り組みについては、施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

② 中堅職員の研修

所内研修、介護実習、介護者教室などの指導を担当するとともに、勉強会等を開催して中堅職員としての自覚と素養を培う。

③ 所内・派遣研修

所内研修においては、介護にかかる基礎知識の反復研修をはじめとして、「身体拘束の防止」・「介護事故予防」・「感染症対策」についても、研修委員会が中心となって年間カリキュラムに基づき取り組む。

また、各団体の主催する研修会にも積極的に参加して、専門知識、資質の向上に取り組む。

④ 認知症の専門研修

認知症の専門研修（認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修、4DAS研修等）を受講し、専門的な知識・技術を身につけ実践することで、サービスの質の向上を図る。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して信頼関係を構築し、自己の分析・目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

4) 委員会活動

事業運営を各委員会に分担して従事職員が参画することで、業務に対する主体性を培い、問題意識の持ち方、捉え方を学び、業務に対する改善等、サービス内容に反映することで、業務の活性化を図る。

5 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携

認知症対応型通所介護において、認知症である利用者が可能な限り自身の居宅において、持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持や機能向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る目的で提供されるサービスであるため、支援体制が一事業所の完結であってはならず、サービスの利用が真に利用者の在宅生活の包括的支援に繋がるものでなければならない。

このことから、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等が主催する担当者会議に当センターも積極的に参画し、介護情報の共有と連携を一層強化して、サービスの効果的運用に努める。

また、高齢者虐待等が疑われる状況が発生した場合においては、赤穂市・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携の上、その防止に努める。

6 人権侵害防止及び身体的拘束等の防止

1) 担当者の配置

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生、又はその再発防止をするため担当者を配置する。

2) 人権擁護委員会の牽制機能の強化

人権擁護委員会を6回/年開催し、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害に対する意識付けの調査を実施するとと

もに、高齢者虐待・身体拘束等の人権侵害になり得る様々なテーマについて、委員会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。

3) 職員研修の実施

人権擁護委員会が中心となり高齢者虐待及び身体的拘束等の人権侵害防止のための研修を企画し、7月に開催する職員研修において職員への周知及び意識づけを徹底する。

4) 利用者・家族と協働による取組み

利用者・家族とともに人権侵害についての捉え方を考え利用者・家族の理解・協力のもと、専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。

7 感染症対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず施設長に状況報告し、施設長は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

1) 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

① 利用時には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、施設が送迎する際には利用者宅で、家族等が施設へ送迎する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には利用中止等を調整する。

② 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物、排泄物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン・ガウンを着用する。

③ 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。

④ 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

2) 感染症対策委員会の適正な運営

① 感染症対策委員会を定期的に開催する。

② 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。

③ 施設の環境整備についての点検を行い、課題のある個所については担当する各部門に改善指示を出し、改善状況についての検証を行う。

④ 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

3) 感染症発生時の対応

① 感染症または食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに施設長に状況を報告し、施設長は感染症の種類等に応じて法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。

② 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。

③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携を取る。

4) 職員研修及び模擬訓練

① 感染予防策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。

② サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画に基づいて、感染症が発生した場合であっても継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

8 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

利用者・家族から見たデイサービスへの期待・思いを確認するため、本年度も満足度調査を実施して、利用者サイドから見たデイサービスの在り方を検証し、その結果をサービス内容に反映することで、デイサービスが在宅介護の効果的な支援策となるよう努める。

さらに、兵庫県福祉サービス第三者評価の自己評価票に基づき本年度も、サービス検討委員会を中心に自己評価を実施し、自らのサービスの水準を把握し、改善の指標を明確にし、具体的改善策に取り組んでいく。

9 運営推進会議の効果的運用

運営推進会議は、認知症対応型通所介護事業での施設サービスの現状を地域住民を代表する委員に説明し、意見、要望、助言を受け、認知症対応型デイサービスセンターのサービスに反映させる。そして、会議においては、認知症高齢者にかかる地域ニーズ等を確認していく。

また、運営推進会議を通して、認知症対応型デイサービスセンターの専門性をより広く地域にアピールしていくとともに、介護保険制度的に適正な事業運営が出来るように赤穂市と協議しながら体制を整備していく。

10 認知症カフェの効果的運用

当センターの地域貢献事業の一環として、認知症の人やその家族、地域の人等、誰もが気軽に参加できる「集いの場」として、情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職が指導・助言することにより、認知症の人やその家族が、在宅や地域で安心して生活できるように支援していくことを目的とした認知症カフェを実施していく。

また、兵庫大学と連携しながら

そのために、認知症カフェ検証委員会を計画的に目的・目標・効果を理解したうえで、兵庫大学や地域のボランティアと連携し、利用された方がくつろぎながら参加できるレクリエーション・認知症予防の講習・介護相談等のプログラムが効果的なものとなるよう見直し実施していく。

1 1 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

利用者の生命の安全確保のため、センターの防火・防災対策はもとより、職員一人一人の防災・防火意識の高揚と火災・災害を想定した避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する他、災害が発生した際にも適正な介護サービスが継続して提供できる体制整備に努める。また、危機管理と非難救援体制を確立及び風水害、地震等各種防災マニュアルを職員へ周知徹底を図り、訓練等の年間計画・実践を確実に実施する。

【訓練実施予定】

令和5年 4月	消火・避難訓練
6月	消火・避難訓練
8月	消火・避難訓練
10月	消火・避難訓練
11月	地震・水害避難訓練
12月	消火・避難訓練
令和6年 2月	消火・避難訓練

1 2 利用者の介護・接客サービス

利用者、家族の意志、契約に基づいてサービスを利用する現在、サービス提供の在り方は「利用者個々にとって満足できるサービスであるか、否か」が即、サービスの利用に反映される。

当センターにおいては、利用者の方に留まらずその家族（介護者）のニーズも包括した付加価値の高いサービスの提供に努めていかなければならない。

このため、ケース検討委員会を中心に個別援助計画に基づき、利用者の自立支援及び介護予防を念頭においた以下のサービスを効果的に提供する。

1) 生活相談

利用者とその家庭生活に視点をおき、状態に合わせた個別援助計画の策定とそれに基づいたサービスの提供また、利用者及びその家族との日々の連絡・相談等により信頼関係を確立し、在宅を含めた相談援助を提供する。サービス担当者会議等の機会を通して、潜在的ニーズの発掘等、積極的な相談援助に努める。

2) 機能訓練

機能訓練指導員を中心に個別援助計画に基づいた効果的な各種の集団・個別リハビリ指導、日常動作訓練等、介護予防を念頭に実施し、利用者が在宅生活をより自立して継続できるよう援助する。そのために、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問して得た情報を基に、赤穂記念病院の理学療法士と共同で利用者のアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、その後3か月ごとに利用者の居宅を訪問した上で、利用者、または、その家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていく。

また、認知症機能訓練（4DAS）を取り入れることで、認知症のアセスメント（評価）に基づく適切な認知症リハビリテーションを提供し、生活機能の維持や認知症の進行抑制、行動・心理症状（BPSD）の予防に努める。

本年度はさらに、地域で生活を継続するために、地域に福祉資源を活用することで、自宅にいても福祉資源を活用できる自信を持ってもらう。そうすることにより、その人がその人らしく地域で在宅生活が継続できるよう努める。

3) 介護サービス

すべての介護サービスにおいて、利用者を中心としたメニューが提供できるようにする。

くつろげる雰囲気の中で休養していただき、心身ともに健康であるよう促がしと見守りに努めるとともに、食事・入浴・排泄においては、ADLの状況に応じた個別援助の徹底と転倒等、事故防止に万全を期す。また、介護に際しては、日常生活動作訓練の機会と捉え、機能訓練と連動した、自立支援・在宅の介護軽減を視野に入れた、介護姿勢で取り組む。

また、レクリエーションにおいては、作品制作やカラオケ等、本人が真に希望することを実施し、他者と協力したり、相談したりしながら取り組んでいけるよう努める。そして、レクリエーション等を自宅でも活動できるようにすることで生活意欲の向上を目指す。

4) 健康チェック

問診をはじめ、細心の観察力を養い血圧、検温等バイタルチェックを実施し、身体の状態を把握して健康管理への助言を行なうとともに、必要に応じ専門医への受診の促がし等、疾病の早期発見に努める。

5) 送迎

送迎は安全・快適を最優先とし、特に車への乗降時の介助・走行中の車酔い・座席からの転落等には添乗員を配置して万全を期す。また、安全な送迎場所の確保と利用者の状態に応じて車椅子等、専用車両での送迎にあたる。

6) 入浴

健康状態をチェックして安全な入浴に配慮すると共に、身嗜み・清潔保持の自立への支援の機会とする。また、心身ともに疲れを癒すような入浴が出来るよう雰囲気作りに努め、皮膚疾患等の早期発見の場面としても捉える。

7) 食事

利用者の嗜好と食生活を考慮し、旬の食材を取り入れることで季節感へ配慮するように盛り付け、適温食を実施する等、雰囲気作りに努める。また、食事形態等の工夫により、満足感ある食事を提供していく。

1 3 行事企画及び専門的対応

認知症利用者の対応は、基本的には個別対応であるが、社会的交流の支援、趣味・嗜好の充足及び心身の機能回復・減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事等を取り入れるとともに、行事委員会を軸に利用者相互・利用者と職員の信頼関係・ふれあいを構築する独自のメニューの開発等に取り組む。また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

《令和5年度行事予定》

実施月	プログラム(午前中)	実施月	プログラム(午前中)	実施月	プログラム(午前中)
4月	開所記念行事 バスハイク（お花見） カレンダー作り・誕生会	8月	夏祭り（盆踊り） 創作活動 カレンダー作り・誕生会	12月	忠臣蔵大会 クリスマス・忘年会・餅つき カレンダー作り・誕生会
5月	レクゲーム 料理教室 カレンダー作り・誕生会	9月	敬老会 レクゲーム カレンダー作り・誕生会	1月	新年会 新春カルタ・すごろく・福笑い カレンダー作り・誕生会
6月	レクゲーム 創作活動 カレンダー作り・誕生会	10月	レクゲーム 室内運動会 カレンダー作り・誕生会	2月	節分行事 バレンタイン、 カレンダー作り・誕生会
7月	七夕祭り レクゲーム カレンダー作り・誕生会	11月	レクゲーム 料理教室 カレンダー作り・誕生会	3月	ひな祭り行事 レクゲーム カレンダー作り・誕生会

※ 楽しみ作りの一環の一つとして、また、リハビリの実践の場として個別外出を随時実施する。

令和5年度 事業計画

やすらぎ居宅介護支援事業所						
基本理念	① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生					
基本方針	① 利用者の人権を擁護する ② 保健・医療・福祉との連携の強化 ③ 要介護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する					
重点項目	① 第4期経営5か年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第5期経営5か年計画の策定 ② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する ③ 人権侵害防止の取組みの強化 ④ 在宅生活の継続的支援及び新規依頼者の確保 ⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践 ⑥ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携 ⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用 ⑧ 人材養成の積極的展開 ⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施 ⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応					
総括	<p>本年度も継続的に、公益的事業の推進として、法人が主体となり在宅介護支援センターやすらぎを事務局とする地域貢献推進委員会に参画して、模擬店等機材の貸し出し事業等に協力し、地域住民に向け積極的に公益的事業を推進していく。</p> <p>要介護高齢者が少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援していく。その為には、高齢者が置かれている環境（身体・家族・地域等）について総合的にアセスメントを実施し、明確に課題を捉えてプラン作成し、効果的なサービス利用の調整を行っていく。</p> <p>介護システム「ほのぼの」を活用し、フェイスシートの作成からアセスメント、居宅サービス計画、給付管理等の一連の業務の流れを効果的に実践する。</p> <p>在介主催の介護者教室にも積極的に参加して、事業所の存在・役割のPRや、地域包括支援センターや総合病院等の医療機関及び介護老人保健施設等との連携などにより新規依頼者の獲得に繋げ、目標管理件数（介護）135件・（予防）40件を確保する。</p> <p>人材養成においては、階層別研修として職員個々の経験年数等により必要とされる知識・技術水準に応じて、個別の具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を明確にした研修計画に基づき研修を行い、適宜、管理者が研修目標の達成状況を検証し、必要に応じて改善措置を講じることで職員の資質向上に努める。また、研修の習熟度に応じて次年度の研修計画を策定する。</p>					
新たな取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・人権侵害防止の取組みの強化 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、デイサービスセンターやすらぎで開催する人権擁護委員会に年6回参画し、居宅介護支援事業所として従事者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を7月に実施し、全職員に周知徹底する。また、利用者宅の訪問時に家族等により利用者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要と判断した場合には速やかに赤穂市に通報する。 ・在宅生活の継続的支援及び新規依頼者の確保 管理件数（介護）135件、（予防）40件を維持し、法人の機関紙等の活用や介護者教室等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割をPRしながら、地域包括支援センター・在宅介護支援センター等との連携により新規依頼者の獲得に繋げていく。 					
目標管理件数	介 護	135件	介護予防	20件	総合事業	20件
合算目標管理件数	135件+10件+10件=155件（介護予防・総合事業は1件1/2カウント） （介護）（介護予防）（総合事業）					

令和 5 年度

事業計画書

やすらぎ 居宅介護支援事業所

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 要介護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

《重点項目》

- ① 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定
- ② 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する
- ③ 人権侵害防止の取組みの強化
- ④ 在宅生活の継続的支援及び新規依頼者の確保
- ⑤ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践
- ⑥ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
- ⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用
- ⑧ 人材養成の積極的展開
- ⑨ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑩ 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

1 第 4 期経営 5 年計画（最終年度）の評価・まとめ及び第 5 期経営 5 年計画の策定

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の 3 つを重点目標に掲げ、法人理念の 5 本柱をもとに第 4 期経営 5 年計画を積極的に推進してきたが、本年度は最終年度にあたり、その 5 年間の評価・まとめを行う。

また、経営計画策定委員会を設置し、第 5 期経営 5 年計画を策定する。

2 地域の福祉ニーズに応じた公益的事業を推進する

法人が主体となり在宅介護支援センターやすらぎを事務局とする地域貢献推進委員会に参画して、地域密着型ボランティア養成講座の開催及び模擬店等機材の貸し出し事業に協力し、地域住民に向け積極的に公益的事業を推進していく。

また、在宅介護支援センター主催の認知症予防教室、介護技術講習、介護者教室、転倒予防教室に参加して、居宅介護支援事業所として、知識技術を地域に福祉還元していく。

3 人権侵害防止の取組みの強化

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、デイサービスセンターやすらぎで開催する人権擁護委員会に年 6 回参画し、居宅介護支援事業所として従事者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を 7 月に実施し、全職員に周知徹底する。

また、利用者宅の訪問時に家族等により利用者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要と判断した場合には速やかに赤穂市に通報する。

4 在宅生活の継続的支援及び新規依頼者の確保

要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化に伴い、入所系サービスを希望するケースは常に増加している。そのような状況の中での居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように支援していく。

また、管理件数（介護）135 件、（予防）40 件を目標とし、法人の機関紙等の活用や介護者教室等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割を PR しながら、地域包括支援センター・在宅介護支援センター・総合病院及び介護老人保健施設等との連携のほか、地域の診療所や薬局等への訪問依頼などにより新規依頼者の獲得に繋げていく。

また、デイサービスセンターやすらぎが計画する認知症カフェにも参画し新規依頼を確保していく。

5 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や在宅で自立した生活を継続していくために、高齢者自身の置かれている環境、

身体状況や家族の関わり、地域社会との関係等について総合的にアセスメントを実施し、居宅介護計画、介護予防計画、介護予防ケアマネジメント及びインフォーマルサービスを含めたケアマネジメントを実践していく。

また、居宅サービス計画の適切な運用に際しては、訪問等によりモニタリングを実施し、状態の変化に応じて、「要介護状態の区分変更」を申請し、効果的なサービス利用の調整を行い、在宅生活が継続できるよう支援していく。

また、介護システム「ほのぼの」を活用し、フェイスシートの作成からアセスメント、居宅サービス計画、給付管理等の一連の業務の流れを効果的に実践する。

6 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携

1) 高齢者が自立した生活を維持・向上していくためには、多くの課題があり、関わる人も多様である。高齢者ができる限り自立した生活を継続できるように、各居宅サービス提供事業者が集まる「サービス担当者会議」を活用して、本人や家族、地域包括支援センターや居宅サービス提供事業者が課題や生活に対する目標を共有し、協働的に支援していく。

また、法人内のデイサービス事業所との連携では、やすらぎセンターとの一体化への取組みとして、法人事業所としての意識を明確に持って事業運営に取り組み、センターの職員として「職員相互に尊重し合い、謙虚に受け止める言動」を実践し、ミーティング・委員会などに主体的に参加して情報の発信と受信をすることにより、センターとの一体化を更に強化していく。

2) 介護者の高齢化及び要援護高齢者の重度化に伴う健康管理は、より必要性が高くなる。主治医等との連携を密にし、健康維持のための留意点を各事業所間で共有して、統一性のある健康管理を図っていく。

3) 介護にかかる高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においては、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業所と連携の上で、早期対応・早期防止に努めていく。

7 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用

介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者及び事業対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的、且つ、効果的に提供されるよう地域包括支援センターとの連携のもと効果的に運用していく。

8 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成していく。

2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

① 新任職員指導

チューター制を効果的に活用することで職員研修体制の強化を図り、指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、新任職員に対してマンツーマン指導を行うことで基本理念に基づくケアマネジメントの習得ができるように取り組む。また、そのプロセスにおいて相談受付や個別訪問時におけるマナー、ケアプラン作成、サービス担当者会議開催など、多岐にわたる内容をしっかりと理解できるように指導していく。

本取り組みについては、管理者はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

② 階層別研修

職員個々の経験年数等により必要とされる知識・技術水準に応じて、個別の具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を明確にした研修計画に基づき研修を行い、適宜、管理者が研修目標の達成状況を検証し、必要に応じて改善措置を講じることで職員の資質向上に努める。また、研修の習熟度に応じて次年度の研修計画を策定する。

③ 所内・派遣研修

やすらぎ居宅介護支援事業所の職員研修においては、ケアマネジメントにかかる基礎知識をはじめとして、介護保険制度や報酬改正にかかる研修等年間計画に基づき取り組んでいくとともに、デイサービスセンターやすらぎの職員研修にも参加して得た介護知識をケアマネジメントに活かしていく。

また、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、専門知識と資質の向上に取り組む。

④ ケアプラン作成にかかる研修

ケアプラン作成において、アセスメントシートから導かれる課題の捉え方やケアプラン内容を確認するとともに、随時ケース検討会を開催し、ケアマネの資質の向上に取り組む。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

9 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

居宅支援に係るサービス内容や対応状況を確認するために利用者満足度調査を実施し、対応の在り方を検証することでケアマネとしての姿勢を見直し、利用者・家族が安心して在宅生活が継続して送れるように努める。

また、「兵庫県福祉サービス第三者評価 自己評価票」に基づき、自己評価を実施して、事業所内及び自己のサービス水準を把握し、改善の指標を明確にして具体的改善に取り組んでいく。

10 感染症予防対策の強化及び災害時の対応

1) BCP（業務継続計画）に基づく研修及び訓練（シミュレーション）の実施

デイサービスセンターやすらぎと協働し、感染症発生時及び災害発生時の対応について、研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。

2) 感染症予防対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設環境整備に努める。また、厚生労働省からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症、または、食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、管理者は感染症等の種類に応じて法人本部に状況を報告し対応策の指示を仰ぐ。

① 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

i) 利用者には利用者及びその家族等の健康状態を確認し、職員が訪問する際には訪問先で、家族等が施設を訪問する際には施設玄関でバイタルチェックを行い、感染症の疑いや発熱等が確認された場合には面接の中止等を調整する。

ii) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、訪問時にマスク着用のほか、手洗いやアルコール等による手指消毒等を行い、一定の距離を置いた面接をする。

iii) 職員、来訪者が感染症の病原体を施設外部から持ち込まないように留意する。

iv) 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染症等）予防策を徹底する。

② 感染症対策委員会への参加

i) デイサービスセンターやすらぎが定期的開催する感染症対策委員会に積極的に参加する。

ii) 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い職員に周知する。

iii) 感染症が発生した場合であっても、サービスを継続的に提供できる体制を整備する。

③ 感染症発生時の対応

i) 有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。

ii) 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。

iii) 感染症等の発生状況において、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、緊密に連携をとる。

3) 災害時における対応

① 地域等との連絡体制の整備

利用者が暮らす地区の民生委員や自治会長等と緊急時に連絡が取れるように、自治会長や民生委員の連絡先及び利用者家族の緊急連絡先などを整理する。

② 利用者が暮らす地域の防災拠点の確認

利用者の被災時の避難場所を含め、地域の防災情報を赤穂市危機管理や地域包括支援センター等の窓口及び自治会長等から確認しておく。

③ 避難場所等の情報の共有

i) 利用者が被災した場合に想定される避難場所、避難経路、避難方法等を利用者及び家族と共有し、その内容を家の電話の側等に掲示しておく。

ii) 医療依存度の高い利用者や重度の要介護状態の利用者の避難方法及び福祉避難所等について本人及び家族、サービス事業者等と共有する。

④ 利用者台帳等の整理

i) 被災した場合、ライフラインの断絶によりパソコン等が使用できなくなることを想定し、月に1回は最新情報をプリントアウトし保管しておく。

ii) 担当以外の介護支援専門員が見ても分かるように、ケース台帳を作成する。

iii) 災害発生時に優先的に安否確認が必要なケースを整理する。

令和5年度 事業計画

在宅介護支援センター やすらぎ	
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ① 公益的事業の積極的取り組み ② 人権を擁護する ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④ 医療・教育・福祉の連携強化 ⑤ 地域社会との共生
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の人権を擁護する ② 保健・医療・福祉との連携の強化 ③ 高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する。
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能強化 ② 地域包括支援センターとの連携強化 ③ 感染症予防対策の強化 ④ 人材養成の積極的展開 ⑤ 人権侵害防止の取り組みの強化
総括	<p>高齢者一人一人が自立した生活を維持・向上していくためには、多くの課題があり関わる人も多様である。訪問対象者の状況を整理した「一人暮らし老人台帳」及び「高齢者世帯台帳」の内容の充実を図り、地域包括支援センターとの訪問や連絡調整を密にすることで、その生活状況等実態を把握して目標を共有し、高齢者が主体性を持ち自立した生活を継続できるように支援していく。</p> <p>なお、これらの活動を相談援助業務として年間360件（30件/月）を目標に取り組む。</p> <p>また、認知症を正しく理解してもらうことを目的に、地域包括支援センターと連携して、「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域支援の拠点となるように努めていく。高齢者虐待などが疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止に努めていく。</p> <p>感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設の環境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。</p> <p>感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、管理者は感染症等の種類に応じて、法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。</p> <p>1) 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン等を着用する。 ② 職員及び訪問先の高齢者等が感染症の病原体を外部から持ち込まないように留意する。 ③ 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。 <p>2) 感染症発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、管理者は感染症等の種類に応じて、法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。 ② 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。 ③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、顕密に連携をとる。 <p>3) 職員研修及び模擬訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染予防策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。 ② サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画に基づいて、感染症が発生した場合であっても継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。
新たな取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権侵害に対する早期対応・早期防止 <p>高齢者虐待等の人権侵害が疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止に努めていく。</p> <p>また、人権擁護委員会に参画し、7月に開催される職員研修において意識づけを徹底する。</p>
実態・ニーズ調査 目標実績件数	360件/年（30件/月）

事業計画書

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

《重点項目》

- ① 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化
- ② 地域包括支援センターとの連携
- ③ 感染症予防対策の強化
- ④ 人材養成の積極的展開
- ⑤ 人権侵害防止の取組みの強化

1 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化

在宅介護支援センターは地域の高齢者とその家族等の介護、生活支援、介護予防、日常生活における各種の相談及び調整活動を行なう在宅福祉の窓口という大きな役割を担っている。

よって、専門職として高齢者の人格を尊重し、守秘義務を守るとともに、地域包括支援センターと連携し、生活機能低下の早期発見・早期対応に努め、在宅で自立した生活が継続できるように支援していく。

- ① 地域で高齢者や家族が安心して生活を送れるように、民生委員や福祉推進委員及び関係機関の連絡会や意見交換会に参加することで情報を共有し、地域支援の拠点となるように努めていく。
- ② 定期的な電話・訪問活動や相談協力委員との連携により、要援護高齢者及び家族の状況や生活状況等実態を把握し、地域包括支援センターと協働して、介護予防につながるように継続的に支援していく。
- ③ 関係団体と連携し、転倒予防・認知症予防等講習の開催や広報紙での情報提供に努め、目的としてある「地域との関わり」を深めて、介護予防の拠点としての機能を強化していく。

2 地域包括支援センターとの連携

高齢者一人一人が自立した生活を維持・向上していくためには、多くの課題があり関わる人も多様である。訪問対象者の状況を整理した「一人暮らし老人台帳」及び「高齢者世帯台帳」の内容の充実を図り、地域包括支援センターとの訪問や連絡調整を密にすることで、その生活状況等実態を把握して目標を共有し、高齢者が主体性を持ち自立した生活を継続できるように支援していく。

なお、これらの活動を相談援助業務として年間360件（30件/月）を目標に取り組む。

また、認知症を正しく理解してもらうことを目的に、地域包括支援センターと連携して、「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域支援の拠点となるように努めていく。

1) 人権侵害に対する早期対応・早期防止

高齢者虐待等の権利侵害が疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止に努めていく。

また、人権擁護委員会に参画し、7月に開催される職員研修において意識づけを徹底する。

3 感染症予防対策の強化

感染症の発生・拡大・再発防止のため、感染予防策の徹底や職員研修の実施及び施設的环境整備に努める。また、厚生労働省等からの通知に基づく対応を徹底する。

感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、管理者は感染症等の種類に応じて、法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。

1) 感染経路の遮断（病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない）

- ① 標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底として、手洗いのほか、血液、嘔吐物等を扱うときは、マスク・手袋・エプロン等を着用する。
- ② 職員及び訪問先の高齢者等が感染症の病原体を外部から持ち込まないように留意する。
- ③ 感染経路別（接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒体感染等）予防策を徹底する。

2) 感染症発生時の対応

- ① 感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、自己判断せずに必ず管理者に状況報告し、管理者は感染症等の種類に応じて、法人本部に状況を報告し対応策等の指示を仰ぐ。また、有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録する。

- ② 感染症対策マニュアルに基づき感染拡大防止のための対応策を実施する。
- ③ 感染症等の発生状況に応じて、赤穂市及び赤穂健康福祉事務所（保健所）等の関係機関に報告し、対応策の指示を仰ぐ等、顕密に連携をとる。

3) 職員研修及び模擬訓練

- ① 感染予防策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画に基づいて、感染症が発生した場合であっても継続して適正な介護サービスが提供できるよう模擬訓練を実施する。

4 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成していく。

2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

① 新任職員指導

チューター制を効果的に活用するため、達成目標に沿った実践及び検証を行い、定期的な面談、日々の振り返り、OJTによる実地指導など、きめ細やかな指導を実施していくことで基本理念に基づく相談援助業務の習得ができるように取り組む。

また、指導内容・指導方法についてチューターへの研修を行うとともに、管理者への報連相も密にし、職員全体で指導にあたる。

本取組みについては、継続して施設長はじめ幹部職員の積極的なバックアップ体制が必要不可欠である。

② 中堅職員の研修

所内研修・介護者教室等などの指導を担当するとともに、勉強会等を実施して、中堅職員としての自覚と素質を養う。

③ 所内・派遣研修

所内研修においては基礎知識の反復研修や事例検討会を実施するとともに、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、知識と素質の向上に取り組む。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。